

綾瀬市選挙時における移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、選挙時における投票所への自力による移動が困難な有権者に対し、自宅（住所を置かずに生活の本拠としている居所を含む。以下同じ。）から投票所までの移動に要する費用を支給する移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「移動支援事業者」とは、綾瀬市と協定を締結した道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(対象となる選挙等)

第3条 移動支援事業の対象となる選挙等は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定が適用される選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）に基づく国民審査とする。

(対象者)

第4条 移動支援事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、前条の選挙等における綾瀬市の選挙人名簿に登録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳を交付された者で、その身体障害者等級表による級別欄が1級、2級若しくは3級の下肢（3級については、2種のものを除く。）、体幹若しくは視覚に係る障害者又は1級、2級の内部障害者
- (2) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳Aを交付された者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護認定を受けている者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、送迎地が市外の場合は、事業対象者としなないものとする。

(対象経費)

第5条 自宅から指定された投票所（公職選挙法に規定する期日前投票所を含む。以下単に「投票所」という。）まで移動支援事業者がその事業の用に供する自動車（道路運送法第2条第2項に規定するハイヤーを除く。）を利用して移動した場合における1回の往復の乗車運賃及び移動支援事業者が事業対象者を乗車させるために必要な費用とする。

(実施方法)

第6条 移動支援事業は、事業対象者に対し、移動支援事業タクシー利用券（以下「利用券」という。）（別記様式）を交付することにより行うものとする。

2 事業対象者は、公職選挙法の規定により期日前投票が可能な期間又は選挙等の投票日において、移動支援事業者に自ら連絡し、投票所への送迎を手配するものとする。

3 事業対象者は、前項の規定により投票所への送迎を受けた後、移動支援事業者に利用券を引き渡すものとする。この場合において、事業対象者は、身分を証する書類を移動支援事業者に提示するものとする。

(禁止行為)

第7条 事業対象者は、利用券の使用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不正に利用券を使用すること。
- (2) 利用券を第三者に譲渡すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、移動支援事業の趣旨に反して利用券を使用すること。

(権利の消滅)

第8条 事業対象者は、利用券を使用する際現に第4条第1項に規定する要件に該当しない者であるときは、その権利を失うものとし、この要綱による支給は行わない。

(不正利用への対応)

第9条 市長は、事業対象者が、偽りその他不正な手段により利用券を使用したと認めるときは、第5条の規定による経費に相当する額を事業対象者に請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 移動支援事業者は、投票期間後に請求書に利用券を添えて、市長に請求す

るものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

| | |
|------------------|---------------|
| 年 月 日 発行 | |
| 選挙 移動支援事業タクシー利用券 | |
| 使用期限 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 使用乗車年月日 | 年 月 日 |
| 乗客名 | |
| 料 金 | 円 |
| 行き先 | |
| 事業者名 | |
| 使用課名 | 綾瀬市選挙管理委員会事務局 |
| 綾 瀬 市 長 印 | |

【注意事項】

- 1 このタクシー利用券は、年 月 日執行の 選挙の投票のため、乗客名に記載されている本人が自宅から投票所までの往復移動にタクシーを利用する場合の運賃分として利用できます。
- 2 このタクシー利用券を使用する際は、使用する本人の身分証明書を移動支援事業者に提示してください。
- 3 このタクシー利用券を使用した後は、何も記入せずそのまま移動支援事業者に渡してください。
- 4 このタクシー利用券を第三者に譲渡することはできません。
- 5 このタクシー利用券は、送迎地が市外の場合、使用することができません。